

○ 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置要領について

平成8年12月26日交規甲第209号
石川県警察本部長から部課署長あて

改正 平成17年3月29日交規甲達第13号
平成28年3月7日交規甲達第11号

対号 平成3年12月6日付け交企発第425号「自動車の運行供用制限等に関する事務処理要領の制定について（通達）」

みだしのことについては、対号によって運用されているところであるが、行政手続法の施行に伴い運用上の措置要領を別記のとおり定めたので、執務上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は、平成8年12月31日をもって廃止する。

以下この要領において、「法」とは行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成5年法律第89号）第8号の規定による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）を、「令」とは行政手続法及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成6年政令第303号）第5条の規定による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）を、「規則」とは、行政手続法等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第25号）第6条の規定による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）をいう。

別記

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置要領

第1 基本方針

保管場所を確保していない自動車の保有者の措置（法第8条から第10条まで及び第13条第2項の規定による措置等をいう。以下同じ。）の運用に当たっては、次に掲げる地域及び自動車を重点的な対象とするものとする。

1 重点とする地域

道路上に駐車している自動車の存在により、道路上における危険が生じ、又は円滑な道路交通に支障を及ぼしている地域をいう。

当該地域として具体的には、次に掲げるものが考えられる。

なお、重点とする地域の選定に当たっては、住民の要望を尊重し、住民の共感を得るよう配慮するものとする。

- (1) 違法駐車車両を直接及び間接の原因とする交通事故が多発しているような地域
- (2) 違法駐車車両の存在が緊急自動車その他通行するものの通行を妨げ、障害となり、その他付近の住民に不安を与える事案が生じているような地域
- (3) 居住者の世帯数に見合った規模の駐車場が確保されていないため違法駐車車両がまん延している団地その他地域の周辺の地域

2 重点とする自動車

自動車については、危険性、迷惑性及び悪質性の高いものをいう。

当該自動車として具体的には、次に掲げるものが考えられる。

- (1) 幅員の狭い道路、歩道上、道路の曲がり角その他通行の障害となる場所に駐車して、人、他の自動車その他通行するものの通行の妨害となっている自動車
- (2) トラック、ダンプカーその他の車体の大きい自動車
- (3) 暴力団、暴走族その他反社会的傾向の強い者の保有する自動車のように、自主的に当該自動車の保管場所を確保するよう促すことが困難と認められる自動車

第2 適用地域に在る自家用自動車の保有車に対する措置

1 適用規定

自家用自動車（法第13条第2項の運送事業用自動車（以下「運送事業用自動車」という。）以外の自動車をいう。以下同じ。）で、使用の本拠の位置が法附則第4項の規定により法第8条から第10条までの規定が適用される地域（以下「適用地域」という。）に在るものにあつては、法第8条から第10条までの規定による措置を一連のものとして適用するものとする。

2 通知

(1) 警察官等の認知

警察官又は交通巡視員（以下「警察官等」という。）が、道路上の場所に駐車している自動車について、次に掲げる場合を法第8条の規定による通知の手續の対象として認知するものとする。

ア 保管場所標章が表示されていない場合

イ 保管場所標章に表示されている位置と異なる地域の道路上の場所において、保管場所としての道路の使用の禁止等違反（法第11条第1項及び第2項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）となるような行為が認められる場合

ウ 陸運支局を表示する番号表の番号の文字が他の地域を管轄する陸運支局等のものである場合に、保管場所としての道路の使用の禁止その他違反となるような行為が認められる場合

エ 同一の場所又は区域において、放置駐車違反（道路交通法（昭和35年法律第105号）第119条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に違反する行為をいう。）となるような行為が繰り返し認められる場合

(2) 警察署長による照会等

警察署長は、警察官等の認知に係る事案について、当該事案に係る自動車の所有者に対し、保管場所の確保状況を照会するとともに、保管場所を確保していない場合は、保管場所を確保した上、保管場所証明の申請、保管場所に係る届出その他各種手續を履行するよう指導するものとする。

(3) 警察署長の通知

警察署長は、前記(2)の照会に対し回答がなく、又は保管場所を確保する予定がないと認められる者が保有している自動車について、法第8条の規定による通知の要件である「自動車について、保管場所標章が表示されていないことその他の理由により、道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めたとき」に該当するものとして、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、その旨通知するものとする。

3 自動車の運行供用の制限

(1) 処分の対象

法第9条第1項の規定による自動車の運行供用の制限の処分（以下「処分」という。）を行おうとする自動車の所有者及び当該自動車については、改正法附則第2条第4項の規定による経過措置による法第9条第1項の規定の適用の有無を確認した上、処分の要件である「道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所が確保されていると認められないとき」に該当する

かどうか審査して適用するものとする。具体的には、次に掲げるものが考えられる。

ア 保管場所標章を表示していない場合

イ 保管場所証明や保管場所に係る届出に係る保管場所としていた場所を現在は使用していないにもかかわらず、新たな保管場所を確保していない場合

ウ 保管場所として確保している場所が令第1条で定める要件を備えていない場合

(2) 処分を行う場所

原則として、自動車の保有者に対し当該自動車を道路上の場所以外の場所に移動させ、その場所で保有者に対して、直接、処分を行うものとする。

(3) 文書の交付等

法第9条第2項の規定による文書の交付及び標章（以下「運行禁止標章」という。）のはり付けは、当該文書に記載された処分を行う日時及び場所において行うものとする。

(4) 公安委員会の確認等

公安委員会の確認の方法については、次に掲げるところによるものとする。

ア 自動車の保有者が、保管場所証明書の交付を受け、又は保管場所に係る届出を行った上で申告を行う場合は、公安委員会の確認として保管場所標章の表示により確認すること。

イ 前記ア以外の場合は、保管場所である駐車場の賃貸借契約書その他保管場所を確保していることを疎明する書面の掲示により確認すること。

ウ 前記ア及びイによっても、確認できたと認められない場合は、保管場所の確保状況に関して保有者に対する質問、現地調査その他調査を行うこと。

(5) 運行禁止標章の取り除き等

当該取り除き申請に基づき保管場所の位置に処分を行う自動車の保管場所が確保されていることを確認した公安委員会は、速やかに、当該自動車の保有者に対し、文書で確認をした旨を通知し、かつ、はり付けられた運行禁止標章を取り除くものとする。

なお、取り除いた運行禁止標章の取扱いには注意し、公安委員会において確実に処分するものとする。

4 聴聞等

(1) 聴聞の事前手続

ア 聴聞の通知

(ア) 通知の方法

聴聞の通知は、聴聞通知書（平成6年国家公安委員会規則第26号別記様式第6号）により、被処分者に確実に通知するものとする。

聴聞通知書を郵送する場合は、配達証明郵便によるものとする。

(イ) 聴聞通知書のあて先

聴聞通知書のあて先は、原則として、被処分者の住居地（自動車の保有者が法人である場合にあつては、当該法人の所在地）とするものとする。

(ウ) 通知しなければならない事項

聴聞通知書の様式に従って次に掲げる必要な項目事項を記入するものとする。

a 聴聞の件名

b 予定されている不利益処分の内容

c 根拠となる法令の条項

d 不利益処分の原因となる事実

「自動車の保管場所が確保されていると認められない」具体的な事実を記載するものとする。具体的には、次に掲げるものが考えられる。

(a) 保管場所証明書に係る保管場所を確保せず、道路上の場所を保管場所としていること。

(b) 自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置の間の距離が2キロメートルを超えていること。

e 聴聞の期日

聴聞の期日については、開始時間も明記すること。

f 聴聞の場所

g 聴聞に関する事務を所掌する組織

所在地欄には、被処分者の便宜を図るため、電話番号も記入すること。

h 聴聞の主宰者

i 聴聞の公開の有無

イ 聴聞の告示

聴聞の期日及び場所のほか、被処分者の住所及び氏名についても公示すること。

(2) 聴聞を行わない場合

ア 被処分者が出頭しない「正当な理由」がある場合

行政手続法（平成5年法律第88号）第23条第1項に規定する「正

当な理由」とは、被処分者が聴聞に欠席してもやむを得ないと社会通念上認められる場合をいう。具体的には、次に掲げるものが考えられる。

なお、具体的な「正当な理由」の事実認定については、慎重に行うものとする。

- (ア) 病気
- (イ) 医師が急患の治療に当たる場合その他の緊急の業務
- (ウ) 留置、服役その他法的拘束
- (エ) 交通機関のストライキ
- (オ) 天変地異

イ 被処分者の「所在不明」の場合

所在不明の認定に当たっては、通常尽くすべき手段を尽くした上で慎重に行うことが必要である。「通常尽くすべき手段」とは、具体的には、次に掲げるものが考えられる。

なお、聴聞を行わずに命令する場合に備えて、被処分者の所在発見のために講じた手段の内容、日時、結果その他状況について記録しておくものとする。

- (ア) 住所地の所在調査
 - (イ) 住民登録及び本籍照会による確認
 - (ウ) 勤務先その他関係先への照会
- (3) 被処分者の所在判明の場合の措置

所在不明のため聴聞の通知をすることができなかった場合で、処分決定前に所在が判明した時は、直ちに、聴聞の通知を行い、所定の聴聞手続による処理を行うものとする。

第3 適用地域に在る運送事業用自動車の保有者に対する措置

1 適用規定

運送事業用自動車で、使用の本拠の位置が適用地域に在るものには、法第8条及び第13条第2項の規定による措置を一連のものとして適用するものとする。

2 通知

第2の2(1)は、運送事業用自動車について準用することとし、当該警察官等の認知に係る事案に係る運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当するものとして、すべて公安委員会に対し、通知するものとする。

3 監督行政庁に対する通知

運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当すれば法第13条第2項の規定による通知の要件にも該当することとなるので、

公安委員会は、法第8条の規定による通知を受理した場合は、法第13条第2項の規定により、当該運送事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する運送事業を監督する行政庁である地方運輸局又は沖縄総合事務所に対し、陸運支局又は沖縄総合陸運事務所を通じて、その旨を通知するものとする。

第4 適用地域外に在る自動車の保有者に対する措置

警察署長は、使用の本拠の位置が適用地域外の地域に在る自動車について、法第8条の規定による通知の要件に該当するものを認知した場合には、当該自動車の保有者に対し、保管場所を確保するよう指導するものとする。

なお、運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当すれば法第13条第2項の規定による通知の要件にも該当することとなるので、法第8条の規定による通知の要件に該当するものを認知した場合には、公安委員会に対し、その旨を上申するものとする。この場合において、第3の3の手続を準用するものとする。

第5 報告又は資料の提出の活用

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用にあたって、第2の2(2)の照会に対する回答、第2の3(4)の確認その他措置の場合で、保管場所を確保状況に関し疑義があるときは、適宜、法第12条の規定による報告又は資料の提出を求めるものとする。

なお、報告又は資料の提出を求める書面としては、具体的には、次に掲げるものが考えられる。

- 1 自動車の保有者の住所又は自動車の使用の本拠の位置を確認するための書面
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 印鑑証明書
 - (3) 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃その他料金の領収書その他支払いを証明する書類
- 2 保管場所として使用する権限を有するかどうか確認するための書面
 - (1) 当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳その他証明となる書類の謄抄本又はその写し
 - (2) 当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書その他証明となる書類
- 3 当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該保管場所の所在図
- 4 該保管場所並びに当該保管場所の周辺の建物、空地及び道路を標示した配置図（保管場所にあつてはその平面の寸法、道路にあつてはその幅員を明記

すること。)

第6 運用上の留意事項

1 自動車の区分、適用地域及び保有時期

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置については、自家用自動車と運送事業用自動車の区分、適用地域及び保有時期により各規定の適用の仕方が異なるので、その運用に当たっては、十分留意して行うものとする。

2 警察本部との連絡

各警察署にあっては、保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用に当たっては、交通規制課と十分に連絡をとって行うものとする。

第7 事務処理要領

1 総則

(1) 目的

この事務処理要領は、警察署長及び公安委員会が行う保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する標準的な事務処理手続について定め、その適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

(2) 用語の規定

以下、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 警察本部 警視庁、道府県警察本部及び方面本部をいう。

イ 運送事業用自動車 法第13条第2項の運送事業用自動車をいう。

ウ 自家用自動車 運送事業用自動車以外の自動車をいう。

エ 適用地域 法附則第4項の規定により法第8条から第10条までの規定が適用される地域をいう。

(3) 公安委員会の権限の代行処理

この要領において、公安委員会の権限については、次のとおり代行処理するものとする。

ア 警察本部担当課長が代行するもの

(ア) 第8条の規定による通知の受理

(イ) 法第10条第2項の規定による聴聞の通知及び公示

(ウ) 法第13条第2項の規定による通知

イ 警察署長が代行処理するもの

(ア) 第9条第2項の規定による文書の交付及び標章のはり付け

(イ) 法第9条第3項の規定による申告の受理

(ウ) 法第9条第4項の規定による確認

(エ) 法第9条第5項の規定による確認の通知及び標章の取り除き

2 適用地域に在る自家用自動車の保有者に対する措置

(1) 通知

ア 通知事案の認知等

警察官又は交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、法第8条の規定による通知の手續の対象に該当する自動車を認知したときは、速やかに当該自動車の使用の本拠の位置が適用地域に在るかどうか、その他必要な事項を調査の上、通知事案報告書（別記様式第1号）を作成するとともに、当該事案に係る現認報告書、保管場所としての道路の使用の禁止等違反（法第11条第1項及び第2項の規定に違反する行為をいう。）に係る交通切符（以下「保管場所法切符」という。）、放置駐車違反（道路交通法（昭和35年法律第105号）第119条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に違反する行為をいう。）に係る交通反則切符（以下「交通反則切符」という。）又は交通切符（以下「交通切符」という。）その他の捜査書類を添付して、警察署長に報告するものとする。

イ 通知事案報告書の審査等

警察署長は、通知事案の報告を受けたときは、次に掲げる事項を審査し、所要の整備をするものとする。

- (ア) 当該事案が通知事案に該当するかどうか。
- (イ) 事実の認定についての誤り又は通知事案報告書の記載内容に不備がないかどうか。

ウ 保管場所の確保状況の照会等

警察署長は、通知事案に該当する事案については、通知事案報告書に基づき、自動車保管場所確保状況照会書（別記様式第2号）を作成し当該照会書に係る自動車の保有者に対し、当該照会書を交付して、保管場所の確保状況を照会するとともに、保管場所を確保していない場合は、保管場所を確保した上、保管場所証明、保管場所に係る届出その他の手續を履行するよう指導するものとする。この場合において、当該証明書を交付したときから15日以内に、当該自動車の保有者に対し、保管場所の確保状況について自動車保管場所確保状況回答書（別記様式第3号）により、回答を求めるものとする。

エ 通知

(ア) 通知の方法

警察署長は、おおむね15日以内に自動車保管場所確保状況回答書による回答がなく、又は保管場所を確保する予定がないと認められる者が保有している自動車については、通知書（別記様式第4号）を作成するとともに、必要な関係書類を添付して、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に送付するものとする。

(イ) 添付書類

通知書に添付する書面は、次に掲げる書類の全部又は一部とし、必要に応じて他の書類を加えるものとする。

- a 自動車保管場所確保状況回答書の写し
- b 現認報告書の写し
- c 保管場所法切符 2 枚目（交通事件原票）の写し
- d 交通反則切符 2 枚目（交通事件原票）又は交通切符 2 枚目（交通事件原票）の写し
- e その他通知事案の事実の証明に必要な資料

(ウ) 通知の方法の特例

当該警察署長の属する公安委員会と自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会が異なる場合は、当該警察署長は、当該警察署長の属する公安委員会を通じて通知するものとする。

(2) 自動車の運行供用の制限

ア 審査

公安委員会が警察署長から通知を受理したときは、警察本部担当課長は、当該通知に係る事案について、次に掲げる事項を確認の上、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 年法律第 7 4 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定による自動車の運行供用の制限の要件に該当するかどうかを審査するものとする。

(ア) 自動車の使用の本拠の位置が適用地域に在るかどうか。

(イ) 改正法附則第 2 条第 4 項の規定により、法第 9 条の規定が適用できる自動車及び当該自動車の保有者であるかどうか。

イ 処分事案の移送

警察本部担当課長は、審査の結果、自動車の運行供用の制限の処分（以下「処分」という。）を行う事案（以下「処分事案」という。）に該当するもので、自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域内に在るものについては、自動車運行供用制限事案移送通知書（別記様式第 5 号）を作成し、関係書類を添付して当該公安委員会に移送するものとする。この場合において、1 (4) イの手続を準用する。

ウ 聴聞

(ア) 聴聞の通知

処分事案に該当する自動車の保有者に対する聴聞の通知は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 2 6 号）第 8 条の規定による聴聞通知書（平成 6 年国家公安委員会規則第 2 6 号別記様式第 6 号。以下「通知書」という。）により行うものと

する。

なお、聴聞通知書を郵送する場合には、配達証明郵便によるものとする。

(イ) 聴聞の公示

聴聞を行う場合の公示は、規則第10条の規定により、告示（別記様式第6号）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(ウ) 聴聞の主宰

聴聞は、公安委員会の指名する公安委員又は公安委員会から警察本部長（以下「本部長」という。）が委任を受けている場合にあっては本部長が指名する警察職員（以下「聴聞官」という。）に主宰させることができる。ただし、次に掲げる事案については、公安委員会がこれを行う。

a 処分の理由の認定その他の事項に関し重大な争点のある処分事案

b その他聴聞官が聴聞を主宰することが適当でないと認められる事案

(エ) 聴聞の出席者

聴聞の主宰者は、次に掲げる者の出席を求めて行うものとする。

a 聴聞の当事者又はその代理人

b 当該処分事案に関する事務を取り扱う警察官等

(オ) 聴聞の進行

a 聴聞の方法

聴聞は、口頭によって、次に掲げる事項についてこれを行うものとする。

(a) 処分の理由

(b) その他処分決定上の参考事項

b 聴聞の当事者の意見の陳述等

聴聞の当事者又はその代理人は、必要な質問、意見の陳述及び証拠の提出（以下「意見の陳述等」という。）をすることができる。

(カ) 聴聞調書の作成

聴聞の主宰者は、聴聞調書（平成6年国家公安委員会規則第26号別記様式第13号）を作成しなければならない。

(キ) 聴聞の終結

聴聞の主宰者は、次に掲げる場合に聴聞を終結することができる。

a 聴聞の当事者又はその代理人による意見の陳述等が十分行われたと認められるとき。

b 聴聞進行中に、聴聞の当事者が自動車の保管場所の確保その他の理由により、処分の理由がなくなると認められるとき。

c その他聴聞の主宰者が聴聞を終結することが適当と認められるとき。

(ク) 聴聞報告書の作成

聴聞の主宰者は、聴聞終結後速やかに聴聞報告書（平成6年国家公安委員会規則第26号別記様式第14号）を作成し、聴聞通知書とともに公安委員会に提出しなければならない。

なお、「意見」欄については、聴聞の主宰者は、客観的な証拠の有無、当事者等の主張に関する心証等に基づいて、公正、中立的な立場から当事者又はその代理人の主張に理由があるかどうかについての意見を記載するものとする。

(ケ) 聴聞調書等の閲覧

聴聞調書その他関係資料の閲覧の期限については、当事者又はその代理人の事後救済に関する訴えの利益が排除されない限り、原則として随時これを可能としておくことが適当と解されている。

(コ) 聴聞の再開

聴聞が再開される場合としては、聴聞終結後かつ不利益処分を行うまでの間に、不利益処分の原因となる事実の範囲内で当該事実関係の判断を左右しうる新たな証拠となる書類を公安委員会が得た場合その他これに類する場合と解されている。

エ 処分の決定

公安委員会は、聴聞を終結する場合（行政手続法第23条の規定により聴聞を終結する場合を含む。）においては、処分を行うかどうかを決定するものとする。

オ 処分の執行等

(7) 自動車運行供用制限書等の作成

公安委員会が処分を行うことを決定した事案については、警察本部担当課長は、自動車運行供用制限書（別記様式第7号）及び規則別記様式第6号の標章（以下「運行禁止標章」という。）を作成するものとする。

(イ) 自動車運行供用制限書等の送付

警察本部担当課長は、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に対し、自動車運行供用制限書及び運行禁止標章を送付するものとする。

(ウ) 処分の執行

自動車運行供用制限書及び運行禁止標章の送付を受けた警察署長は、速やかに、当該処分に係る自動車の保有者に対し、自動車運行供用制限書を交付するとともに、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇

所に運行禁止標章をはり付けるものとする。

(エ) 処分の通知の際の留意事項

当該処分に係る自動車の保有者に対し処分の通知をする場合は、自動車運行供用制限書を交付するに当たって、同時に、当該処分理由を書面で示さなければならない。この場合において、処分の解除のための手続について告知するものとする。

(オ) 処分執行結果の報告

警察署長は、処分を執行したときは、自動車運行供用制限処分執行報告書（別記様式第8号）に処分の執行の日時、場所、自動車運行供用制限書の交付者の氏名その他事項を記載の上、警察本部担当課長に送付するものとする。

カ 処分の解除

(ア) 保管場所確保の申告

処分に係る自動車の保有者の規則別記様式第7号の自動車保管場所確保申告書による保管場所確保の申告は、処分を執行した警察署長が執行するものとする。

なお、処分に係る自動車の保有者が、保管場所を確保した後、保管場所証明の申請又は保管場所に係る届出を行った場合において、申請又は届出に係る警察署長は、自動車保管場所確保申告書の提出を受け、処分を執行した警察署長に転送することとしても差し支えないこととする。この場合において、申請又は届出に係る警察署長の属する公安委員会と処分を執行した警察署長の属する公安委員会が異なるときは、それぞれの公安委員会を通じて転送するものとする。

(イ) 確認

保管場所確保の申告を受理した警察署長は、速やかに、保管場所の確保状況を確認するものとする。

(ウ) 確認通知書の作成等

保管場所が確保されていることを確認した警察署長は、確認通知書（別記様式第9号）を作成の上、処分に係る自動車の保有者に対し、速やかに、当該確認通知書を交付するとともに、運行禁止標章を取り除くものとする。

(エ) 手続終了の報告

確認通知書を交付し、運行禁止標章を取り除いた警察署長は、公安委員会に対し、手続終了報告書（別記様式第10号）により報告するものとする。

キ 処分の執行及び解除の依頼等

(ア) 公安委員会が処分を行うことを決定した後、当該処分に係る自動車の使用本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域に変更された場合は、原則として、変更後の公安委員会に対し、処分を執行すること及び当該処分に係る自動車の保有者が保管場所を確保した場合における前記カの処分の解除のための各手続を行うことについて依頼するものとする。この場合において自動車運行供用制限処分執行等依頼書（別記様式第11号）を作成の上、自動車運行供用制限書、運行禁止標章その他関係書類を添付して依頼するものとする。

(イ) 処分執行結果の連絡

処分執行に関する依頼を受けた公安委員会は、速やかに、処分を執行するとともに、その結果について、処分の執行に関する依頼をした公安委員会に対し、自動車運行供用制限処分執行報告書の写しを添付の上、連絡するものとする。

(ウ) 処分の解除等

処分の執行に関する依頼を受けた公安委員会は、自動車の保有者の保管場所の確保を確認した場合は、処分の執行に係る依頼をした公安委員会から確認通知書の送付を受け、前記カの処分の解除のための各手続を行うものとし、警察署長から手続終了の報告を受けたときは、処分の執行に係る依頼をした公安委員会に対し、手続終了報告書の写しを添付の上、連絡するものとする。

3 適用地域に在る運送事業用自動車の保有者に対する措置

(1) 通知等

ア 通知事案の周知及び報告等

運送事業用自動車について、警察官等が法第8条の規定による通知の手続の対象とするものと認知したときは、2の(1)ア及びイの手続を準用する。

イ 通知

警察署長は、通知事案に該当する事案については、通知書（別記様式第4号）を作成するとともに、必要な関係書類を添付して、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に通知するものとする。この場合において、前記2の(1)ア及びイの手続を準用する。

(2) 監督行政庁に対する通知

ア 運送事業用自動車の通知

警察本部担当課長は、公安委員会が警察署長から前記(1)イの通知を受理したときは、運送事業用自動車については、法第8条の規定による通

知の要件に該当すれば法第13条第2項の規程による通知の要件にも該当することとなるので、前記(1)イの通知に係る事案について、運送事業用自動車通知書（別記様式第12号）を作成して、運送事業を監督する行政庁に対し、その旨を通知するものとする。

イ 運送事業用自動車通知事案の移送

警察本部担当課長は、公安委員会が警察署長から前記(1)イの通知を受理した場合に、当該通知に係る事案のうち、自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域内に在るものについては、運送事業用自動車通知事案移送書（別記様式第13号）を作成し、関係する書類を添付して当該公安委員会に移送するものとする。

4 適用地域外の地域に在る自動車の保有者に対する措置

警察署長は、使用の本拠の位置が適用地域外の地域に在る自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当するものと認知した場合には、当該自動車の保有者に対し、保管場所を確保するよう指導するものとする。

なお、運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当すれば法第13号第2項の規程による通知の要件に該当することとなるので、運送事業用自動車通知事案上申書（別記様式第14号）を作成して、公安委員会に対し、その旨を上申するものとする。この場合において、公安委員会は、前記3の(2)の手続を行うものとする。

5 報告又は資料の提出

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用に当たって、前記2の(1)ウの回答及び前記2の(2)カ(イ)の確認の場合、保管場所の確保状況に関し、疑義があるときは、適宜、法第12条の規定による報告又は資料の提出を求めるものとする。

別記様式第2号（第7の2(1)ウ関係）

第 号
年 月 日

殿

警察署長 印

自動車保管場所確保状況照会書

あなたが保有している下記の自動車については、保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められるので、保管場所の有無について回答してください。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められる理由		

備考1 保管場所の有無については、同封の自動車保管場所確保状況回答書により回答してください。

なお、回答書は、下記の連絡先まで、持参又は郵送してください。

2 15日以内に回答がない場合は、自動車の運行が制限される場合があります。

連絡先

〒 ()

警察署 課 係
() 局 番

別記様式第3号（第7の2(1)ウ関係）

年 月 日

警察署長 殿

住所 〒（ ）
 （ ） 局 番
 氏名 ⑩

自動車保管場所確保状況回答書

照会のあった自動車については、下記のとおりであるので回答します。

自動車の番号標の番号	
自動車の使用の本拠の位置	

（回答欄）下欄だけ記入してください。

保管場所の位置		
保管場所の所有者	住所	〒（ ） （ ） 局 番
	氏名	
保管場所確保の日		年 月 日
備考		

別記様式第4号（第7の2(1)エ(ア)関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

警察署長 印

通 知 書

下記の自動車については、保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めたので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第8条の規定により、通知する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	〒 () () 局 番
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めた理由		
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 自動車保管場所確保状況回答書 <input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 保管場所法切符 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他 ()

別記様式第5号（第7の2(2)イ関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会 印

自動車運行供用事案移送通知書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に在るので、自動車運行供用制限事案を移送する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	〒 () () 局 番
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められた理由		
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 自動車保管場所確保状況回答書 <input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 保管場所法切符 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考		

別記様式第6号（第7の2(2)ウ(イ)関係）

公安委員会告示第 号

自動車の保管場所の確保等に関する法律第9条第1項の規定による命令に
関し、同法第10条第1項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行う。

年 月 日

公安委員会 印

1 聴聞の日時

年 月 日 午前 時 分開始
午後

2 聴聞の場所

連絡先 () 局 番

3 被聴聞者の住所、氏名

別紙のとおり

別記様式第7号（第7の2(2)オ(ア)関係）

第 号
年 月 日

殿

公安委員会 印

自動車運行供用制限書

命 令 の 年 月 日	年 月 日
自動車の番号標の番号	
自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保有者	住 所
	氏 名
命 令 の 理 由	

裏面の注意事項をよく読んでください。

注 意 事 項

備考1 運行供用が制限された自動車については、公安委員会（以下「公安委員会」という。）により、保管場所が確保されている旨の確認を受けるまでの間は、運行してはいけません。

運行した場合は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処されます。

2 保管場所を確保した場合は、自動車保管場所確保申告書により公安委員会に申告し、保管場所を確保した旨の確認を受けてください。

3(1) 運行供用制限命令に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会（石川県警察本部交通部交通規制課経由）に対し、審査請求をすることができます。

(2) この処分について不服がある場合は、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）。

なお、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(3) 上記(1)の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）。

なお、裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

4 その他不明な点は、下記の連絡先に問い合わせてください。

連絡先 〒 ()
() 局 番 (内)

別記様式第8号（第7の2(2)オ(オ)関係）

第 年	月	号 日
公安委員会 殿		
警察署長 印		
自動車運行供用制限処分執行報告書		
下記の自動車について、下記のとおり、運行供用制限処分の執行をしたので、報告する。		
自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	
	氏 名	
処分を執行した日時	年 月 日 時 分	
処分を執行した場所		
処分執行者の氏名		

別記様式第9号（第7の2(2)カ(ウ)関係）

第 年	月	号 日
殿		
公安委員会 印		
確 認 通 知 書		
下記の自動車については、下記の位置に保管場所が確保されたことを確認したので、通知する。		
自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	
	氏 名	
確保した保管場所の位置		

別記様式第10号 (第7の2(2)カ(エ)関係)

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

警察署長 印

手 続 終 了 報 告 書

下記の自動車については、保管場所が確保されたので、確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行ったことを報告する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	
	氏 名	
確保した保管場所の位置		
確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行った日時		年 月 日 時 分
確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行った者		

別記様式第 1 1 号 (第 7 の 2 (2) キ(ア)関係)

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会 印

自動車運行供用制限処分執行等依頼書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に変更されたので、運行供用制限処分を執行すること及び当該処分に係る自動車の所有者が保管場所を確保した場合における処分の解除のための手続を行うことについて依頼する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	
	氏 名	
命 令 の 理 由		
備 考		

別記様式第12号（第7の3(2)ア関係）

第 号
年 月 日

殿

公安委員会 印

運送事業用自動車通知書

下記の自動車の所有者である運送事業者は、保管場所を確保していないおそれがあると認めたので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第2項の規定により、通知する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
運送事業者	住所	
	氏名	
保管場所を確保していないおそれがあると認めた理由		
添付書類		

別記様式第13号（第7の3(2)イ関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会 印

運送事業用自動車通知事案移送書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に在るので、運送事業用自動車通知事案を移送する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められた理由		
添 付 書 類		
備 考		

別記様式第14号（第7の4関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

警察署長 印

運送事業用自動車通知事案上申書

下記の自動車については、保管場所を確保していないおそれがあるものと認めたので、上申する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められた理由		
添 付 書 類		
備 考		